

令和2年度補正予算の成立が前提となります

御宿町感染症蔓延防止協力金給付事業のお知らせ

【制度の概要】

1. 趣旨

御宿町では、町内における新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するため、感染者が複数見受けられるエリアからの不特定多数の利用が見込まれる業種に対し、営業形態の工夫や営業時間の短縮、自主的な休業など感染症の蔓延防止対策に協力した事業者には協力金を給付します。

2. 要請期間

令和2年5月9日（土）～5月24日（日）（16日間）

【対象要件】

3. 対象事業者及び給付条件

要請期間中に、以下の新型コロナウイルス感染症蔓延防止対策にご協力いただいた町内の事業者（法人、個人）に協力金を給付します。

感染症蔓延防止対策を講じての営業（①～④の範囲内すべてを実施）又は休業協力された事業者が対象となります。

区分	給付条件（防止対策を講じての営業又は休業協力）	給付金額
宿泊業	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症蔓延防止対策を講じての営業<ul style="list-style-type: none">①行楽を主目的とする宿泊の自粛②6人以上の団体客の受入れ制限③共用スペースの感染防止対策の徹底④客室定数の基準見直し・ 休業協力	最大20万円 ※昨年5月の1日当りの売上（平均額）×蔓延防止対策に協力いただいた日数
飲食業 ※千葉県 <small>の休業要請対象でない業種</small> (スナック、バー、パブ、ダーツバーなどは対象外です)	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症蔓延防止対策を講じての営業<ul style="list-style-type: none">①営業時間の短縮②19時以降の酒類の提供の自粛③同居家族以外の5人以上の団体利用制限④座席レイアウトの工夫・ 休業協力	
遊漁船業	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症蔓延防止対策を講じての営業<ul style="list-style-type: none">①夷隅地域以外からの利用客の制限②1回当りの乗船人員の見直し・ 休業協力	

給付要件

- (1) 事業所（店舗等）の所在地が御宿町内にあること。
- (2) 令和2年5月8日（金）時点で営業実態がある事業者であること。
- (3) 御宿町が指定している要請期間中に営業形態の工夫や営業時間の短縮をはじめとする感染症の蔓延防止対策に協力すること。
- (4) 御宿町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (5) 町税の滞納（過年度）がない事業者であること。
- (6) 協力金の申請は、1事業者につき1回限りとなります。

4. 給付金額

最大20万円

※昨年5月の1日当りの売上（平均額）×蔓延防止対策に協力いただいた日数

【申請手続き】

5. 申請書類

- (1) 御宿町感染症蔓延防止協力金給付事業交付申請書兼実施報告書
- (2) 御宿町感染症蔓延防止協力金算出計算書
- (3) 感染症蔓延防止チェックリスト
- (4) 誓約書
- (5) 振込口座が確認できる通帳の写し
- (6) 前年の確定申告書の写し（給付金対象業種の売上が確認できる書類）
- (7) 納税証明書【(1)の申請書を税務住民課に提示：発行手数料が減免されます】
- (8) 営業形態の工夫や営業時間の短縮など感染症の蔓延防止対策に協力した内容が確認できる書類等（ホームページでの周知状況や店舗内での張り紙掲示の状況を写真に撮るなどして提出してください）。

(例示)

区分	蔓延防止対策に協力した内容を確認する方法
宿泊業	<ul style="list-style-type: none">・ 感染症蔓延防止対策を講じての営業<ul style="list-style-type: none">① 行楽を主目的とする宿泊の自粛② 6人以上の団体客の受入れ制限③ 共用スペースの感染防止対策の徹底④ 客室定数の基準見直し・ 休業協力 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"><p>(例)</p><p>①～④の内容をホームページでお知らせし、そのページを印刷して提出。</p></div>

飲食業	<p>・感染症蔓延防止対策を講じての営業</p> <p>①営業時間の短縮 ②19時以降の酒類の提供の自粛 ③同居家族以外の5人以上の団体利用制限 ④座席レイアウトの工夫</p> <p>・休業協力</p>	<p>(例) 店舗内で①～③の内容をお知らせしている状況や、座席レイアウトを工夫している状況を写真に撮って提出。</p>
遊漁船業	<p>・感染症蔓延防止対策を講じての営業</p> <p>①夷隅地域以外からの利用客の制限 ②1回当りの乗船人員の見直し</p> <p>・休業協力</p>	<p>(例) ①～②の内容をホームページ等でお知らせし、そのページを印刷して提出。</p>

6. 申請書の提出

(1) 申請受付期間

令和2年6月1日(月) ～ 令和2年6月30日(火)まで

※申請書類の返却はいたしません。

(2) 申請受付方法

申請は、感染症蔓延防止の観点から、原則郵送で受け付けを行います。

申請内容についてお問合せをする場合がありますのでご了承ください。

(3) 郵送先

〒299-5192

御宿町須賀1522

御宿町産業観光課 商工観光班

7. 申請書類の入手方法

御宿町ホームページから入手できるほか、御宿町役場4階産業観光課、駅前観光案内所、商工会、御宿岩和田漁業協同組合で入手できます。

※ただいま申請書等の準備を進めております。準備が整い次第ホームページ等でお知らせします。

8. お問合せ先

御宿町産業観光課 商工観光班

電話0470-68-2513